

県立特別支援学校における「通級による指導」実施要項

高知県教育委員会事務局
特別支援教育課

この実施要項は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省第 11 号）第 140 条、141 条の規定に基づき、小学校・中学校・高等学校に在籍する児童又は生徒に対して、県立特別支援学校において「通級による指導」を行う場合の取扱に関して必要な事項を定めるものである。

1 県立特別支援学校における「通級による指導」の目的

県立特別支援学校における「通級による指導」は、小学校・中学校・高等学校に在籍している児童生徒（通常の学級に在籍している児童生徒）のうち、障害の状態に応じた特別の指導を行う必要があるものに対して、主として各教科等の指導を在籍の学級で行いながら、障害の状態の改善又は克服を目的とする特別の指導を行い、当該児童生徒への教育の充実を図ることを目的とする。

2 特別の指導

(1) 通級による指導においては、「特別支援学校小学部・中学部・高等部学習指導要領」に示された自立活動の目標や内容を参考にしながら、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導や、特に必要がある場合に、各教科の内容を補充するための指導を行う。

(2) 特別の指導に係る授業時数

小中学校は、年間 35～280 単位時間（週あたり 1～8 時間）を標準

高等学校は、年間 7 単位を超えない範囲

(3) 特別の教育課程を編成する場合、当該児童生徒及び保護者の負担や希望等を考慮する。また、原則として当該児童生徒の授業時間内において指導するものとし、特別の指導の場における時間割を編成する場合は、年度途中にも「通級による指導」を開始する児童生徒があることを想定して編成する。

3 特別の指導の場

(1) 特別支援学校長は、校内に特別の指導を行うための場を用意し、教材・教具等の学習環境の整備に努める。

(2) 特別支援学校長は、「通級による指導」の担当教員の時間調整等が可能な範囲で、対象児童生徒の在籍校を訪問して指導を行う「巡回による指導」を実施することができる。

(3) 上記 (2) の場合は、小中学校の場合は、在籍校校長が市町村教育委員会を通じて、

県立高等学校の場合は学校長が県教育委員会と協議を行ったのち、県立特別支援学校長宛てに指導者の派遣を要請する。

4 「通級による指導」に係る連絡会

- (1) 「通級による指導」の実施校では、関係者による連絡会を開催することができる。開催する場合は、「通級による指導」の対象となる児童生徒への指導内容及び時間等について情報交換及び共通理解を図ると共に、必要事項について協議し、通級による指導の円滑な運営に努めるものとする。
- (2) 開催期日及び事案については、県立特別支援学校において調整を行う。

5 「通級による指導」の実施にあたっての事務手続

- (1) 県立特別支援学校における「通級による指導」の開始から終了に至るまでの手続等については、特別支援課長が別途定める。
- (2) 県立特別支援学校長は、「通級による指導」を行う上で必要な指導の記録を作成し、適切に管理する。指導の記録の様式については県立特別支援学校において定め、公簿に準じて取り扱うものとする。
- (3) 担当教員は、当該児童生徒が在籍する学級の担任教員等と、定期的な情報交換に努め、適切な連携協力を図ることとし、そのために必要な事項は、県立特別支援学校と当該児童生徒の在籍校とにおいて定めるものとする。

附則 「通級による指導」を実施する県立特別支援学校の決定と、その他必要な事項については、「通級による指導」を該当する特別支援学校長と協議のうえ、特別支援教育課長が定める。

本実施要項は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。